◎新潟県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年４月９日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　県道　　黒又山大栃山線

２　供用開始の区間

魚沼市大栃山字横沢1334番64から同市大栃山字横沢1334番64まで

３　供用開始の期日　　平成31年４月９日